



山形県公報

平成22年6月8日(火)
第2149号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 有害図書類の指定……………(青少年・男女共同参画課) ……677
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……678
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……679
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の
廃止……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の管理規程の認可……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……680
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……681
- 同……………(最上総合支庁建築課) ……同

公 告

- 指定管理者の募集……………(障がい福祉課) ……同
- 同……………(同) ……682
- 同……………(同) ……684
- 同……………(同) ……685
- 同……………(同) ……686
- 同……………(同) ……688

告 示

山形県告示第522号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

指定 番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由
107	戦国おんな絵巻	50439-04	(株)リイド社	○著しく青少年の性的感情を刺激しその健全な育成を阻害するおそれがある。
108	江戸艶歌 おんな春化粧	50626-91	(株)小池書院	
109	Ⓜ人妻ざかり艶汁づくし	57620-02	(株)竹書房	

110	㊦女の事件簿 愛を捧げた女たち	50525-09	(株) 芳 文 社
111	まんがグリム童話 女の復讐童話	08306-5	(株) ぶ ん か 社
112	N I G H T M A R E M A K E R ②	56019-88	(株) 秋 田 書 店
113	暴想処女 ⑦	42537-89	(株) 講 談 社
114	月刊劇漫スペシャル 6月号	13545-6	(株) 竹 書 房
115	微熱SUPERデラックス	07689-06	セブン新社
116	別冊週漫スペシャル 7月号	17929-07	(株) 芳 文 社
117	おんな仕置人 ～秘技・みだれ腰～	51428-43	(株) 松 文 館
118	人妻秘め事白書	44654-47	(株) 宙 出 版
119	禁じられた男と女 眩しい人妻編	52778-27	(株) 日 本 文 芸 社
120	A N G E L ～SEASON II～ ④	52970-38	(株) 日 本 文 芸 社
121	流出！女子アナ24時 ～放送事故でカイカン編～	50033-67	(株) 少 年 画 報 社
122	山崎大紀のマジH フェチ大帝	18390-05	(株) オデッセウス出版
123	隣の奥さんとベランダで	52970-33	(株) 日 本 文 芸 社
124	絶対★は～れむ ①	50178-69	(株) 双 葉 社
125	ナースを彼女にする方法 ②	57619-36	(株) 竹 書 房
126	ノ・ゾ・キ・ア・ナ ④	45782-23	(株) 小 学 館

山形県告示第523号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社オフィス山形	デイサービス福沢 東置賜郡高畠町大字福沢564番地	通 所 介 護	平成22. 5. 27

山形県告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社オフィス山形	デイサービス福沢 東置賜郡高畠町大字福沢564番地	介護予防通所介護	平成22. 5. 27

山形県告示第525号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人すぎな 長井市森字和合654番地	NPO福祉支援センターすぎな 長井市森字和合654番地	居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護	平成22. 3. 31

山形県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
成沢土地改良区
- 2 事務所の所在地
山形市蔵王成沢619
- 3 認可年月日
平成22年5月28日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
富並川伊蔵堰土地改良区
- 2 事務所の所在地
北村山郡大石田町大字横山102番地
- 3 管理規程の名称
伊蔵堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の概要
頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めるもの

5 認可年月日

平成22年5月27日

6 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第528号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営新庄1地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営新庄1地区土地改良（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所

新庄市役所、大蔵村役場、鮭川村役場

3 縦覧に供する期間

平成22年6月8日から同年7月6日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

山形県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

最上川土地改良区

2 事務所の所在地

東田川郡庄内町余目字上梵天塚15番地

3 認可年月日

平成22年5月28日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

山形県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年6月8日から同月21日まで縦覧に供する。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 路線名 藤島由良線

2 供用開始の区間 鶴岡市由良一丁目1番7から
同 字由良沢32番1まで

3 供用開始の期日 平成22年6月8日

山形県告示第531号

次の開発行為は、完了した。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成22年3月18日 指令村総建第5028号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
尾花沢市上町三丁目2687番19、2689番3の一部、2691番1の一部、2699番1、2701番1、2703番1、2704番、2706番の一部、2707番1の一部、2708番1、2708番2、2708番3、2708番4、2708番5、2711番1、2711番2、2729番、2730番、2731番、2737番、2738番、2739番1、2739番2、2740番、2729番地先
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称
尾花沢市横町一丁目9番39号
株式会社おーばん

山形県告示第532号

次の開発行為は、完了した。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成22年3月31日 指令最総建第17号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
新庄市大字鳥越字駒場4517番地、4518番地、4519番地の1、4519番地の2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
千葉県船橋市西習志野二丁目24番8号
株式会社 ケアネット徳洲会 代表取締役 徳田 恵子

公 告

山形県立吹浦荘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県立吹浦荘
 - (2) 所在地 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山21番地の14
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
 - (1) 県内に主たる事務所を有すること。
 - (2) 申請時において、県内で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（提供するサービスの主たる対象が知的障がいであるものに限る。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（通所のものを除く。）を自ら設置し、又は都道府県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、これらの施設において、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法附則第20条に規定する旧法施設支援を行っていること。
 - (3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
 - (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
イ 開催日時 平成22年6月21日（月） 午前10時から正午まで

ロ 集合場所及び集合時間 山形県立吹浦荘玄関前 午前9時50分

(5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。

イ 法第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準及び法第84条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。

ロ 配置する直接処遇職員（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び生活支援員をいう。以下同じ。）のうち、申請時において通算5年以上次の施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法（従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。）で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数の2分の1以上であること。

(イ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設

(ロ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設

(ハ) 法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者福祉ホームを除く。）

(ニ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。

(10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(11) 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2203又は2706

なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立梓園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県立梓園

- (2) 所在地 米沢市大字三沢26100番地14
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、県内で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（提供するサービスの主たる対象が身体障がいであるものに限る。）又は法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（通所のものを除く。）を自ら設置し、又は都道府県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、これらの施設において、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法附則第20条に規定する旧法施設支援を行っていること。
- (3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
- イ 開催日時 平成22年6月24日（木） 午前10時から正午まで
ロ 集合場所及び集合時間 山形県立梓園玄関前 午前9時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
- イ 法第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準及び法第84条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。
- ロ 配置する直接処遇職員（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び生活支援員をいう。以下同じ。）のうち、申請時において通算5年以上次の施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法（従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。）で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数の2分の1以上であること。
- (イ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設
(ロ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設
(ハ) 法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者福祉ホームを除く。）
(ニ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (11) 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2203又は2706
なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立慈丘園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立慈丘園
- (2) 所在地 鶴岡市下川字窪畑183番地5

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、県内で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（提供するサービスの主たる対象が知的障がいであるものに限る。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（通所のものを除く。）を自ら設置し、又は都道府県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、これらの施設において、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法附則第20条に規定する旧法施設支援を行っていること。
- (3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。

イ 開催日時 平成22年6月21日（月） 午後2時から午後4時まで

ロ 集合場所及び集合時間 山形県立慈丘園玄関前 午後1時50分

- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。

イ 法第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準及び法第84条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。

ロ 配置する直接処遇職員（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び生活支援員をいう。以下同じ。）のうち、申請時において通算5年以上次の施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法（従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。）で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数の2分の1以上であること。

- (イ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設
- (ロ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設
- (ハ) 法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者福祉ホームを除く。）
- (ニ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (11) 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2203又は2706
なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立総合コロニー希望が丘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
- (1) 名 称 山形県立総合コロニー希望が丘（以下「希望が丘」という。）
- (2) 所在地 東置賜郡川西町大字下小松字下山2045番地の20
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、県内で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（提供するサービスの主たる対象が知的障がいであるものに限る。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（通所のものを除く。）を自ら設置し、又は都道府県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、これらの施設において、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法附則第20条に規定する旧法施設支援を行っていること。
- (3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
- イ 開催日時 平成22年6月23日（水） 午前9時から正午まで
- ロ 集合場所及び集合時間 希望が丘総合管理棟玄関前 午前8時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
- イ 希望が丘のあさひ寮、こだま寮、しらさぎ寮、ひめゆり寮及びまつのみ寮（以下「各寮」という。）並びに

デイサポートまつかぜのそれぞれにおいて、法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準、法第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準、法第80条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準及び法第84条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。

ロ 希望が丘の各寮及びデイサポートまつかぜのそれぞれにおいて配置する直接処遇職員（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び生活支援員をいう。以下同じ。）のうち、申請時において通算5年以上次の施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法（従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。）で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数の2分の1以上であること。

(イ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設

(ロ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設

(ハ) 法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者福祉ホームを除く。）

(ニ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。

(10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

(11) 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

(12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。

(13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2203又は2706

なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立鶴峰園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県立鶴峰園

- (2) 所在地 鶴岡市湯田川字中田35番地の1
- 2 指定の期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 申請時において、県内で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（提供するサービスの主たる対象が身体障がいであるものに限る。）又は法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（通所のものを除く。）を自ら設置し、又は都道府県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、これらの施設において、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス又は法附則第20条に規定する旧法施設支援を行っていること。
- (3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
- イ 開催日時 平成22年6月22日（火） 午前10時から正午まで
ロ 集合場所及び集合時間 山形県立鶴峰園玄関前 午前9時50分
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
- イ 法第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準及び法第84条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。
- ロ 配置する直接処遇職員（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、生活支援員及び職業指導員をいう。以下同じ。）のうち、申請時において通算5年以上次の施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法（従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。）で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数の2分の1以上であること。
- (イ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設
(ロ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設
(ハ) 法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者福祉ホームを除く。）
(ニ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (11) 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2203又は2706
なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立ワークショップ明星園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成22年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立ワークショップ明星園
- (2) 所在地 山形市長町728番地の2

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
 - (2) 申請時において、県内で、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業（事業の主たる対象を身体障がいとし、生活介護又は就労継続支援B型を行うものに限る。）を行っていること、又は法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者授産施設（通所のものに限る。）を自ら設置し、又は都道府県若しくは市町村の委託等を受けて運営しており、かつ、当該施設において、法附則第20条に規定する旧法施設支援を行っていること。
 - (3) 平成22年4月1日において、(2)に掲げる事業又は施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
 - (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席していること。
 - イ 開催日時 平成22年6月18日（金） 午前10時から正午まで
 - ロ 集合場所及び集合時間 山形県立ワークショップ明星園玄関前 午前9時50分
 - (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
 - イ 法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準及び法第80条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準のうち人員に関するものを満たしていること。
 - ロ 配置する直接処遇職員（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、生活支援員及び職業指導員をいう。以下同じ。）のうち、申請時において通算5年以上次の施設で直接処遇職員として勤務した経験を有するものの数を常勤換算方法（従業者の勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法のことをいう。）で換算した数が、イにより算定された最低限置くべき従業者の数の2分の1以上であること。
 - (イ) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設
 - (ロ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設
 - (ハ) 法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第5条第1項に規定する知的障害者援護施設（知的障害者福祉ホームを除く。）
 - (ニ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。

- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続を行っていないこと。
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (11) 法人の代表者等（法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (12) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (13) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
山形県健康福祉部障がい福祉課 指導調整担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023-630-2203又は2706
なお、山形県のホームページの健康福祉部障がい福祉課のページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成22年6月8日（火）から同年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、同日までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

平成22年6月8日印刷
平成22年6月8日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056